

「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」に対する
意見募集の結果等について

平成 19 年 8 月 3 日
内閣官房郵政民営化推進室

1 意見募集の結果

平成 19 年 6 月 4 日（月）から平成 19 年 7 月 4 日（水）までの間、「郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」に対する意見募集を行った結果、個人の方から 1 件のご意見をいただきました。

当室といたしましては、行政手続法第 43 条の規定に基づき提出していただいたご意見及びそのご意見に対する当室の考え方を公表することとされていますが、ご意見を提出された方が非公表をご希望されておりますので、公表を行わないことといたしました。

ご協力ありがとうございました。

2 行政手続法第 39 条第 4 項各号に該当する事項

行政手続法第 39 条第 4 項第 2 号に規定する納付すべき金銭について定める法律の施行に関し必要な事項、同項第 3 号に規定する金銭の給付決定を行うために必要な事項及び同項第 8 号に規定する法令の改廃に伴う規定の整備等の軽微な変更事項に係るものについては、同項の規定に基づき意見募集を行いませんでした。

なお、別紙 1 及び別紙 2 により同法第 43 条第 5 項の規定に基づく公示を行います。

3 その他

ご質問については、内閣官房郵政民営化推進室（総括担当）

TEL：03 - 5251 - 8392 までお願いします。